

令和8年度 高松市 J-Startup インターンシップ°支援奨励金 の手引

(第1版) 令和8年4月14日

高松市産業振興課

- 本手引は、高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、申請準備から交付までの各種手続や留意事項などについて解説したものです。
- 本手引のほか、要綱及び高松市公式ホームページを熟読し、適正に交付対象事業を実施するようにしてください。
- 奨励金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合がありますので、注意してください。
- 奨励金の交付決定を受けた後においても、要綱、手引等のルールに従っていないことが判明した場合、交付決定を取り消す場合があります。
- 本奨励金に関しての御不明点は、下記までお問合せください。

【問合せ先】

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市産業振興課

TEL:087-839-2411

受付時間:平日 9:00~17:00

本奨励金ホームページはこちら▶



1 奨励金の目的

企業における人材確保の促進及び雇用機会の拡大を図るため、就職希望者のインターンシップを実施する市内の J-Startup 等選定企業に対し奨励金を交付することにより、スタートアップ(革新的な技術やアイデアで社会に新たな価値を生み出し、成長を志向する企業をいう。)の成長を後押しするとともに本市地域経済の活性化に資することを目的とします。

2 交付対象者

市内に主たる事業所を有する J-Startup 等選定企業(※1)であって、次の①～③のいずれにも該当する者

- ① 奨励金の交付申請に係る事前登録の申請日及び奨励金の交付申請日のいずれの日においても、J-Startup 等選定企業であること。
- ② 事前登録の承諾通知の日から令和9年2月28日の間において、インターンシップ(※2)を実施した者であること。
- ③ 今後も市内で事業を継続する意思を有している者であること。

(※1) J-Startup 等選定企業

経済産業省が推進するスタートアップの育成支援プログラムである「J-Startup」又は「J-Startup Impact」に選定されている企業並びに四国経済産業局等が推進するスタートアップの育成支援プログラムである「J-Startup WEST」に選定されている企業をいいます。

(※2) インターンシップ

就職希望者を対象として実施する就業体験であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当するものをいいます。

- ア 市内の事業所等(事業所、工場その他これらに類する施設をいう。)において、対面形式で実施するものであること。
- イ インターンシップに参加する就職希望者(以下「実習生」という。)1人につき、1日当たり実働4時間以上であって、かつ2日以上実施するものであること。
- ウ 奨励金の交付対象者と実習生とは雇用関係(内定の状態にある者を含む。)にないこと。
- エ 労働関係法令を遵守して実施するものであること。

次のいずれかに該当する場合は、交付対象となりません。

- ① 交付申請日において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- ② 交付申請日の属する年度において、奨励金の交付の申請の対象とするインターンシップの実施に対して、本市、国、県その他各種団体等から本奨励金とは別の補助金等の交付を受けた、又は受ける予定の者
- ③ 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置が講じられている者
- ④ ①～③に掲げる者のほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認める者

3 奨励金の額

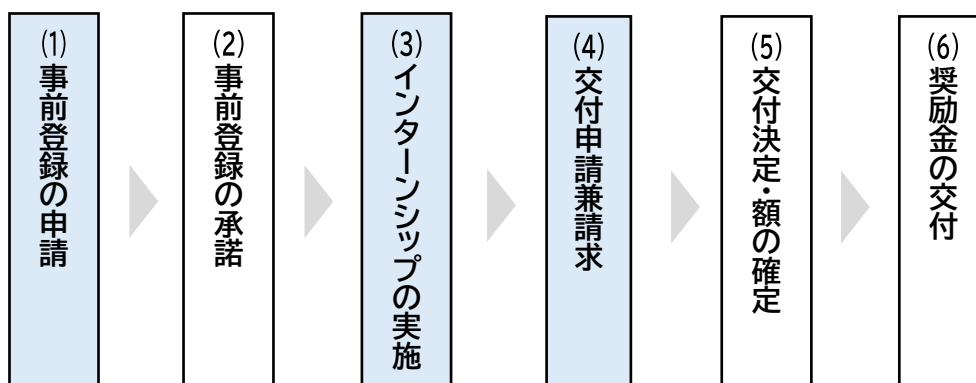
実習生1人につき1日当たり1万円に、受入日数を乗じて得た額

(同一年度内において、実習生1人につき5日、1申請者につき実習生5人分を限度とします。)

※交付申請の額は、事前登録承諾通知書に記載の奨励金の事前承諾額(事前登録変更承諾通知書による通知を受けた場合は当該通知書に記載の変更後の奨励金の事前承諾額)を上限とします。

例) 実習生1人当たり7日、計3人のインターンシップを実施した場合、
1万円×5日(※上限)×3人=15万円を交付

4 交付までの流れ



※(2)事前登録の承諾後に実施するインターンシップが交付対象となります。

不備のない事前登録の申請を受付後、事前登録の承諾の通知まで10営業日程度を要しますので、余裕をもって事前登録の申請を行ってください。

高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金 手続き用フォーム

各種手続きは、市ホームページ内「高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金 手続き用フォーム」から行ってください。(本フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子提出してください。)

フォーム URL: <https://logoform.jp/form/dV7M/1517933>

二次元コード:



※複数ページある場合は、書類毎に一つのファイルにまとめてアップロードしてください。

※必要に応じて、後日原本の提出を求められることがあります。

(1)事前登録の申請

●事前登録の申請期間

令和8年4月23日から令和9年1月29日まで

※予算額に達した場合は受付を中止します。

申請総額が予算総額を下回った場合には、追加の募集を実施する場合があります。

その場合は、市ホームページにて公表します。

●事前登録の申請方法

手続き用フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子申請してください。

●必要書類

①高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録申請書(様式第1号)
(作成に当たっては、市ホームページに掲載している記載例を参照してください。)

(2)事前登録の承諾

事前登録の内容を審査し、事前登録の諾否を決定し、承諾するときは「高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録承諾通知書(様式第2号)」により、不承諾とするときは「高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録不承諾通知書(様式第3号)」により通知します。

※不備のない事前登録の申請を受付後、事前登録の承諾の通知まで10営業日程度を要します。

(3)インターンシップの実施

事前登録承諾通知書による通知日以降に、インターンシップを実施してください。

(4)交付申請兼請求

奨励金に係る全てのインターンシップが終了した後、交付申請兼請求を行ってください。

●交付申請期間

インターンシップの実施完了後20日以内、又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで

●交付申請兼請求の方法

手続き用フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子申請してください。

●必要書類

各様式の記入に当たっては、市ホームページに掲載している記入例を参照してください。

①高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金交付申請書兼請求書(様式第7号)
②実施報告書(様式第8号)
③誓約書(様式第9号)
④実習生の身分証明書その他のその身分を証明することのできる書類等の写し
⑤(発行後3月以内の履歴事項全部証明書)※①交付申請書兼請求書の同意欄にチェックを記入した場合は提出不要。

(5) 交付決定・額の確定

交付申請における提出書類の内容を審査し、交付の適否及び奨励金の額の確定をいたしましたら、「交付決定及び額の確定通知書(様式第10号)」又は「不交付決定通知書(様式第11号)」により通知します。(不備のない交付申請を受付後、交付決定まで、10営業日程度を要します。)

(6) 奨励金の交付

交付の決定をしたときは、申請者が奨励金の交付を請求したものとし、交付申請書兼請求書(様式第7号)に記載の口座に、奨励金を交付します。

- ・奨励金は、申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。
- ・交付決定から振込までは2週間程度かかります。

5 変更、中止(廃止)の手続き

事前登録の承諾の通知を受けた後、事前登録の内容を変更(要綱第7条第1項に該当する変更を除く。)しようとするときは「事前登録の変更申請」、インターンシップの実施を中止(廃止)しようとするときは「中止(廃止)の届出」を行い、あらかじめ市の承認を受ける必要がありますので、**必ず、事前に高松市産業振興課まで連絡してください。**

●手続きの方法

手続き用フォームから、必要書類の PDF データをアップロードし、電子で提出してください。

●必要書類

変更申請	①高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録変更申請書(様式第4号)
中止(廃止)の届出	①高松市 J-Startup インターンシップ実施の中止(廃止)届(様式第6号)

6 その他留意事項

●決定の取消し及び奨励金の返還について

次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあ

ります。その場合、奨励金を返還していただく可能性があります。

- ①虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- ②この要綱の規定に違反したとき。
- ③奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- ④①～③に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

●検査について

市が必要と認めるときは、書類等の検査や奨励金の執行状況について実地検査をすることがあります。また、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。